

地域の社会的な援護を必要とする方への支援 [高年]

狭間を救う！地域のセーフティーネットの役割を果たす総合生活相談事業の展開

法人が経営する介護保険事業等で得た収益を財源とし、民間福祉施設の持つ柔軟性、独自性、専門性を発揮して地域における生活困窮者へのセーフティーネットの役割を果たすべく、社会貢献事業（大阪府社会福祉協議会・老人施設部会事業）に参画している。制度施策につながっていない人への総合相談を、専任のソーシャルワーカーを配置して展開している。

大阪府

社会福祉法人

豊年福祉会

〒576-0016 大阪府交野市星田8-6-7

TEL：072-891-2029 FAX：072-891-2093

◇法人設立年

昭和55年

◇法人実施事業

①経営施設（事業）数：11事業

②経営施設・事業の種類：

特別養護老人ホーム…2、軽費老人ホーム…1、訪問介護…1、通所介護…3、居宅介護支援…1、在宅介護支援センター…2、障害福祉サービス（生活介護）…1、等

◇法人の理念・経営方針

〈理念〉

「すべての人と共に健康で生きがいある安心した暮らしを」

〈基本方針〉

- ・常に利用者の立場にたち、喜ばれるサービスをめざします。
- ・ソーシャルインクルージョンの理念に基づき、地域福祉の課題に取り組みます。
- ・研修などの充実を図り、利用者一人ひとりにあった専門的なサービスをめざします。
- ・みんなのために笑顔で接します。
- ・風通しのよい組織、働くことが楽しい職場づくりをめざします。

◇取り組みを実施している施設の概要

【施設名】

明星

【施設種別及び利用定員】

特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム

※「明星」が中心であるが、法人全体の取り組みである。

◇活動内容

○活動開始年：

平成21年4月1日 「地域福祉サポートセンター」の立ち上げ

○活動の対象者

地域住民全般

○活動の頻度・時間

毎日

◇活動実施の背景、実施にいたった理由

社会福祉法人は高い公共性・公益性を持つ民間団体であり、そのために税制上の優遇措置を受けている。平成12年に介護保険制度が始まるとともに、社会福祉基礎構造改革のもと、株式会社やNPO法人等の多様な経営主体が参入した。介護保険事業下において、サービスは同じで報酬単価も同じであるとすれば、税制措置優遇等の措置は不公平でないかという声が高まった。そこで、対価を求めない相談支援事業の構想が生まれ、大阪府社会福祉協議会・老人施設部会の会員施設が協働して、社会貢献事業を具現化した。

時を合わせるように、社会・経済情勢が厳しくなり、また社会のあり様に変化し、生活に苦しむ人が増加の一途をたどった。セーフティーネットからこぼれ落ちそうな人や、制度施策の手が届かない深刻な問題を抱えた人が増加し、我々の前に次々と現れた。

本来の社会福祉法人の使命は、このような人びとを支援するものであらうと考え、当法人も老人施設部会の事業に加わった。社会福祉士を専任職員として配置し、対価を求めない事業を地域に向けて積極的に展開していくこととしたのである。

◇実施内容

法人独自で「地域福祉サポートセンター」を設置し、専任職員（社会福祉士）1名、兼務の職員9名を配置し、即応できる体制を整備している。地域に出向くアウトリーチ方式を重点に置いたソーシャルワークを行っている。活動内容は以下の通りである。

①社会貢献事業（老人施設部会事業）

年齢で対象を限定せずに生活困窮に陥った方に寄り添い、今後の生活再建に向けての課題を共に解決していく。現物による経済的な支援や施設が持つさまざまな機能を提供していくコミュニティソーシャルワークである。

②在宅介護支援センター

高齢者の介護・生活相談事業で、電話の受付は24時間365日

体制である。地域に出向いての出張相談会も実施している。

③生活・介護支援サポーター事業

「ほんの少しの助け合い」ボランティアの養成を行い、実際の活動のコーディネーターや組織化を行っている。

④地域ボランティア活動

途上国の子どもへのワクチン代金になるボトルキャップ回収整理の活動をしている。

⑤家具・電化製品などのリサイクル活用事業

地域住民や軽費老人ホームへ呼びかけ、引っ越しや退居時に出る家具や電化製品、衣類などを生活困窮者に活用いただく事業を行っている。

◇活動効果（利用者や職員、地域などの反応、影響）

当サポートセンターが相談を受け付けた昨年度の実績は58件、訪問回数は131回であった。主な事例は以下の通りである。

- ・野宿生活からの脱却支援
- ・就労不安定な母子家庭への支援
- ・若年夫婦の児童虐待への対応
- ・ごみ屋敷の高齢独居女性の自立生活支援

施設の利益を追求することなく、生活に困窮している人に手を差し伸べる専門的実践は、本来の社会福祉の理念の具現化そのものである。生活に困窮していながら、既存の制度施策の行き届かない点に民間福祉事業者として対応している。生活困窮者の命が救われ、人生が再建された事例が後を絶たない。第一の活動効果はそこにある。そのことで、職員のモチベーションが上がったと実感する。

また、寄せられる相談の多くが行政からのものであり、それに応えることができているので、行政からも信頼を寄せてもらっている。行政や市社協と顔の見える関係を築いたことにより、支援ネットワークが組みやすくなったことは大きな効果である。また、年齢で制限を設けない相談事業であるため、障害、児童、更生保護、法律分野の専門職、民生委員・児童委員、地域の学校や保育所との協働もあり、これからの地域福祉実践に向けての助走になっていると実感する。

◇今後の展開

活動はソーシャルワークそのものであり、相談者が幸福になるための実践を第一に考えていき

たい。そのためには、良質のソーシャルワークを展開できるように、職員は研鑽に努め、一つひとつの事例を大切に丁寧に扱っていくことが大事である。その上で、相談者が持つ課題や地域が持つ課題に対応できるように、サービスの開発であるソーシャルディベロップメントを企画している。例えば、行き場所のない子どもや母親が自由に集える場所を提供し、そこにはリタイアした教員、福祉や教育を学ぶ学生などが集まり、支援を行うというイメージである。いずれは、公募による市民ボランティアにも参加していただければと考えている。地域福祉に重点を置き、更なる活動を模索していきたい。



◇主な経費や財源及び人員等

※年間あたり

主な経費	経費概算額	主な財源	財源概算額
人件費	4,500,000円	法人が運営する事業所の運営費より持ち出し	4,500,000円
<合計>	4,500,000円	<合計>	4,500,000円

・取り組みにかかわった職員数 10名

※専任1名、兼任9名

(職種等：社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等)